



平成29年1月31日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

## 平成28年11月分 毎月勤労統計調査結果

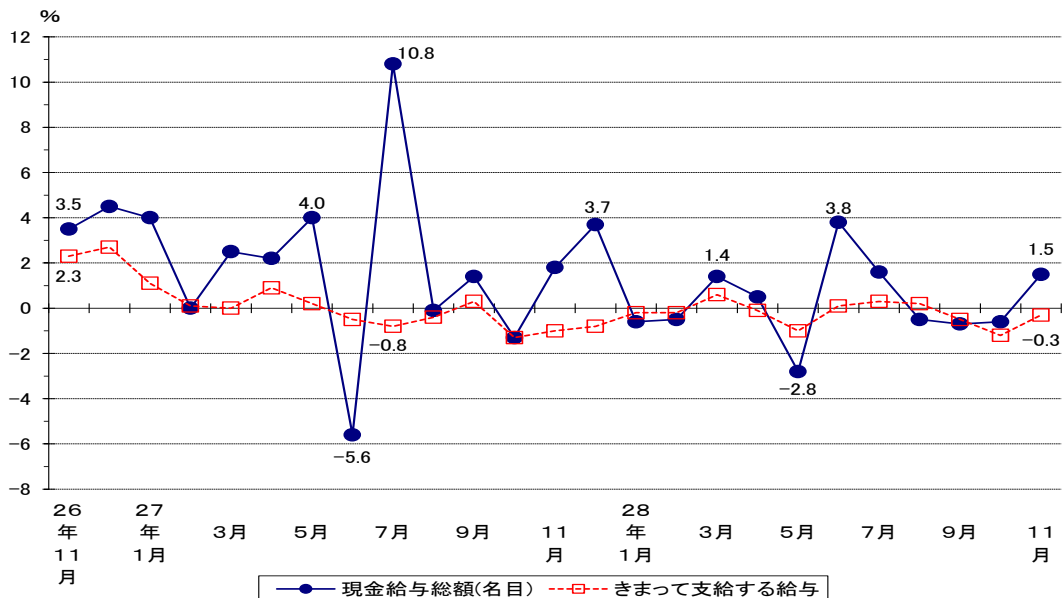
### 賃金

- ・11月のきまって支給する給与は、規模5人以上で230,348円、前年同月比3.8%減で、11ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では263,438円、前年同月比0.3%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で246,525円、前年同月比2.0%減で、11ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では289,751円、前年同月比1.5%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額						きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実数	指数	前月比	前年同月比		実数	前月比	前年同月比		所定内給与		所定外給与		実数	前年同月差
				実数	%			実数	%	実数	%	実数	%		
【事業所規模5人以上】	円		%	%		円	%	%		円	%	円	円	円	
調査産業計	246 525	87.7	6.0	△2.0		230 348	1.5	△3.8		213 719	△2.6	16 629	16 177	3 768	
建設業	295 756	88.5	△5.5	△5.4		295 756	0.8	△5.4		283 860	△5.3	11 896	0	0	
製造業	288 637	92.6	5.0	△4.2		264 759	1.5	△2.7		235 638	△0.7	29 121	23 878	△5 587	
卸売業、小売業	174 978	80.9	4.8	△4.7		169 422	1.7	△5.7		161 794	△5.5	7 628	5 556	1 768	
医療、福祉	285 909	99.3	17.2	5.5		244 606	0.4	△4.7		231 430	△3.6	13 176	41 303	26 952	
【事業所規模30人以上】															
調査産業計	289 751	92.1	8.5	1.5		263 438	1.3	△0.3		241 263	1.0	22 175	26 313	5 354	
建設業	325 078	70.4	△1.5	5.4		325 078	△1.6	5.3		316 294	4.8	8 784	0	0	
製造業	323 814	94.1	7.5	△2.8		290 509	1.5	△0.7		256 288	1.4	34 221	33 305	△7 750	
卸売業、小売業	186 667	87.8	9.5	8.5		175 451	2.9	4.8		166 676	4.6	8 775	11 216	6 782	
医療、福祉	352 261	106.2	22.8	11.7		289 264	0.9	△1.2		271 741	1.2	17 523	62 997	40 063	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



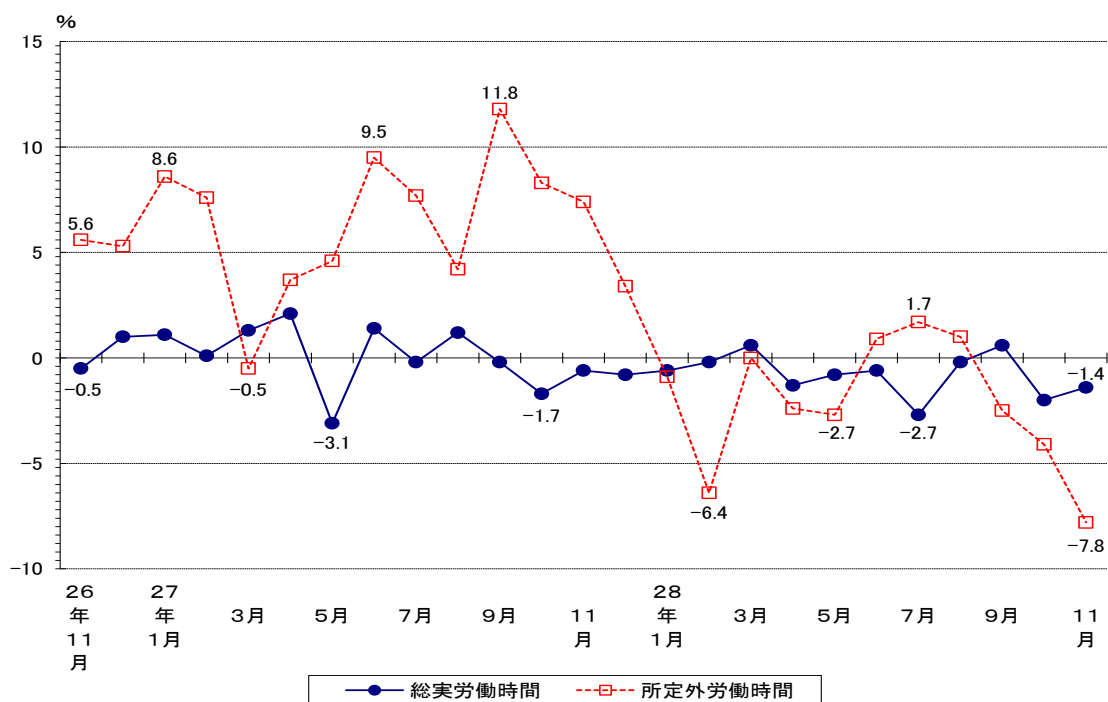
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で143.1時間、前年同月比3.9%減で、12ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では152.3時間、前年同月比1.4%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.2時間、前年同月比10.5%減で、5ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では11.8時間、前年同月比7.8%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出 勤 日 数			
	実 数	指 数	前月比		前年同月比		所 定 外 勞 働 時 間		実 数	前月差	前年同月差	
			時間	%	時間	%	実 数	前月比				前年同月比
【事業所規模5人以上】												
調 査 産 業 計	143.1	96.4	2.0	△3.9	10.2	3.1	△10.5	18.8	0.2	△0.6		
建 設 業	163.3	94.2	0.5	△5.6	5.9	20.3	△28.1	21.5	0.1	△0.1		
製 造 業	170.8	105.4	2.8	△2.3	16.7	△1.8	△10.2	20.5	0.6	△0.3		
卸 売 業、小 売 業	125.3	92.5	2.8	△6.4	4.4	15.7	△24.2	18.7	0.4	△0.9		
医 療、福 祉	132.3	96.1	0.7	△2.1	4.1	2.5	5.2	18.3	0.0	△0.5		
【事業所規模30人以上】												
調 査 産 業 計	152.3	100.0	1.6	△1.4	11.8	0.0	△7.8	19.3	0.3	△0.2		
建 設 業	162.6	92.0	△4.5	△4.9	8.5	△1.2	1.2	20.6	△1.1	△1.2		
製 造 業	174.4	104.7	3.1	△1.8	18.1	△1.6	△9.5	20.4	0.6	△0.3		
卸 売 業、小 売 業	135.0	101.1	3.9	1.0	4.8	6.7	6.7	19.8	0.5	0.1		
医 療、福 祉	139.5	98.4	0.4	△0.2	4.4	△2.2	△8.3	18.5	0.1	△0.1		

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で659,066人、前年同月比0.4%減で、23ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では346,320人、前年同月比0.7%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で28.8%となり、前年同月差0.3ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】 調 査 産 業 計	人 659 066	101.0	% △ 1.4	% △ 0.4	% 36.6	ポイント 3.2	% 1.40	% 1.64
建 設 業	44 070	116.4	5.3	15.0	15.0	△ 1.1	5.70	0.37
製 造 業	172 722	94.3	△ 0.3	△ 2.7	19.7	2.3	0.67	1.00
卸 売 業、小 売 業	103 273	88.7	△ 0.7	△ 2.6	62.0	6.4	1.51	2.10
医 療、福 祉	88 700	115.6	0.1	△ 1.1	35.0	5.2	0.71	0.62
【事業所規模30人以上】 調 査 産 業 計	346 320	96.3	△ 0.2	△ 0.7	28.8	0.3	1.06	1.21
建 設 業	10 367	100.2	0.9	1.4	18.4	△ 2.5	1.32	0.44
製 造 業	123 851	92.9	△ 0.3	△ 1.9	14.7	0.7	0.49	0.77
卸 売 業、小 売 業	38 154	80.6	△ 0.2	△ 4.2	66.0	△ 2.7	1.27	1.45
医 療、福 祉	55 840	119.3	0.0	△ 0.3	23.1	1.0	0.69	0.70

図3 常用雇用の動き（前年同月比）ー規模30人以上・調査産業計ー

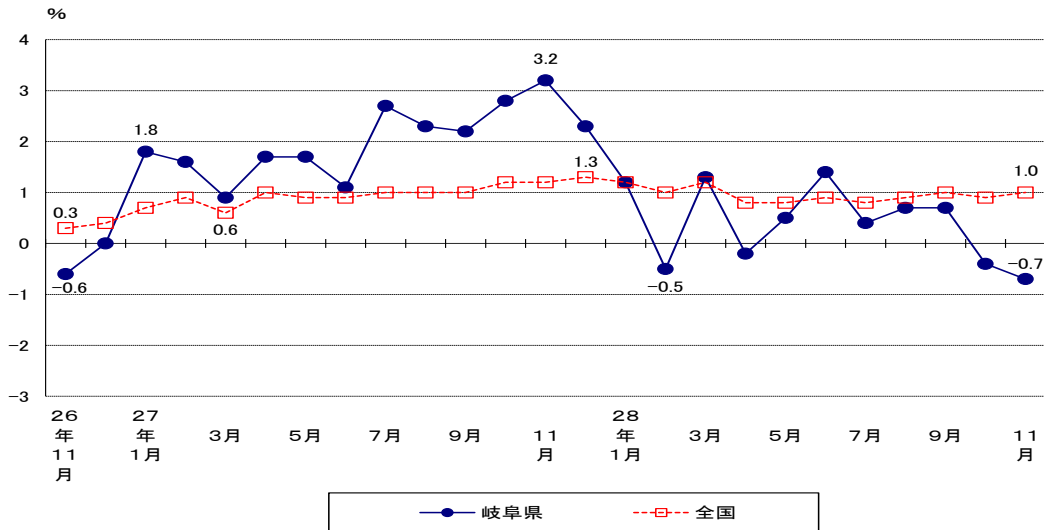
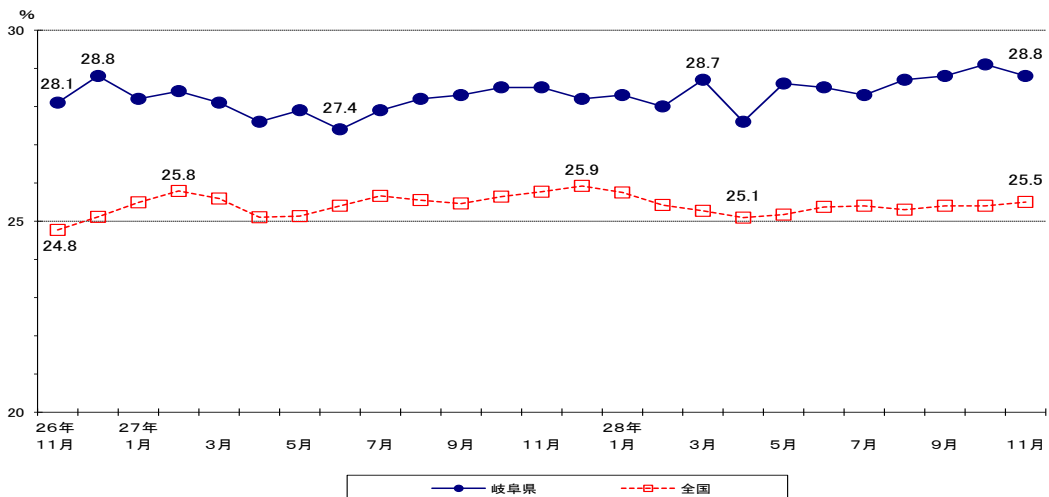


図4 パートタイム労働者比率の動きー規模30人以上・調査産業計ー



## 【利用上の注意】

- 1 平成 27 年 1 月分調査から、平成 24 年経済センサス活動調査の結果等に基づき、調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(平成 22 年=100 としている)
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 4 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。
- 5 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 6 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>